



職雇発第 0206001 号
平成 21 年 2 月 6 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局
雇 用 保 険 課 長

雇用保険被保険者関係届の遡及確認に係る取扱いについて

標記について、雇用保険被保険者の資格取得届については、事業主は、新たに労働者を雇い入れるつど、その翌月 10 日までに、当該者に係る雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととされており、公共職業安定所においては、その届出によって、当該労働者が被保険者となったことの確認を行うこととしているところです。

これまで、届出期限を徒過した場合には、その理由について、事業主からの聴取等による確認を行うことにより、期限内の適正な届出の推進を進めてきたところですが、届出の大幅な遅延は、労働者の不利益になる場合があり、一層の適正化を推進する必要があるところです。このため、今般、原則として、提出期限を 6 か月以上徒過した届出については、その確認を適正に行うため、全国斉一的に、遅延理由について、書面の提出をお願いすることとしたところです。

つきましては、本取扱いに対して、貴連合会の御理解を賜りますとともに、社会保険労務士への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

別紙 1 遅延理由書様式例

別紙 2 事業主向けリーフレット例

遅延理由書

平成 年 月 日

_____ 公共職業安定所長 殿

このたび、下記1の雇用保険被保険者資格取得届について、提出が遅れた理由は、下記2のとおりです。以後、届出期限までに提出するよう留意いたします。

記

1 雇用保険被保険者資格取得届の内容

被保険者氏名	生年月日	雇入年月日	資格取得年月日	被保険者番号

2 遅延理由

名称
事業所 代表者氏名
所在地



事業主の皆様へ

遅延理由についての書面提出のお願い

提出期限に遅れてしまった届出につきましては、その確認を適正に行うため、遅延理由について、書面の提出をお願いすることとしています。

事業主は、新たに労働者を雇い入れるつど、その翌月 10 日までに、当該者に係る雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととされており、公共職業安定所においては、その届出によって、当該労働者が被保険者となったことの確認を行うこととしているところです。

届出の大幅な遅延は、労働者の方の不利益になる場合があります、後日、事業主の方と労働者との間でトラブルになりかねません。

期限内の適正な届出の推進につきまして、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。





平成 21 年 2 月 6 日
事 務 連 絡

都道府県労働局職業安定部長 殿

職業安定局
雇 用 保 険 課 業 務 班 長

雇用保険被保険者関係届の遡及確認に係る取扱いについて

標記について、雇用保険被保険者の資格取得の遡及確認に係る事務取扱いについては、業務取扱要領〔雇用保険適用関係〕20705(5)口により、お示ししているところであるが、今後においては、同取扱要領によるほか、下記の事項に留意しつつ取り扱うようよろしく願います。

記

1 雇用保険被保険者資格取得届の確認要領

業務取扱要領〔雇用保険適用関係〕20705(5)口においては、「被保険者資格を取得した年月日について、相当期間遡って確認する必要があるときは、関係書類との照合等による調査を特に慎重に行う」とこととされているところであるが、適正な届出・手続の推進や不正受給の防止の観点から、遡及して雇用保険被保険者資格取得届がなされた場合には、以下のとおり確認等を行うこと。

(1) 「遅延理由書」の提出について

雇用保険被保険者資格取得届については一定の期限までに提出すべきであり、適正な手続を促す観点から、届出期限を徒過した場合には、事業主から、書面（別紙1（様式例）参照。以下「遅延理由書」という。）により、手続が遅れた理由について疎明させることとする（原則、6ヶ月以上の遡及確認手続について同理由書を提出させることとする。）。その際、事業主に遅延理由書の提出を求める場合には、雇用保険の適正な届出・手続の推進の観点から求めるものであることについて、必要に応じて、書面（別紙2（リーフレット例）参照。）を交付しつつ、届出期限の徒過は法令で規定された義務に違反するものであること等を示すなどにより説明し理解を得ること。

なお、遅延理由書の内容等から、資格取得届の内容が疑われる場合には、実地調査を行うこと。

(2) 遡及確認履歴の管理について

遡及確認を行った届出については、その履歴を明らかにするため、届出に係

る被保険者の「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」(様式第4号)の安定所備考欄に、①遡及確認を行った届出であること、②確認通知年月日(原則として入力処理日となる)を適宜の方法(※参照)により明記すること。

なお、不正受給の防止を徹底する観点から、資格取得届受理時に交付した様式第4号の遡及確認履歴が失われないよう、交付後、事業主から様式第4号の再交付手続、紛失等を理由とした移行処理用の様式第4号による喪失届による手続が行われる場合には、030データにより遡及取得の有無を確認し、新たに交付する様式第4号の安定所備考欄にも、遡及確認履歴を記録することにより、資格喪失届が行われるまで遡及確認履歴を継続させることが考えられること。

(※) 遡及確認履歴について

様式第4号の右下には、安定所備考欄が設けられているが、②確認通知年月日については、同欄の通知年月日欄に記入する他、①遡及確認を行った届出であることについては、確認通知年月日の記入を赤色で行うことや、同欄に㊟といった記録を行うことにより明記することが考えられること。

2 雇用保険被保険者資格喪失届の確認要領

安定所備考欄に遡及確認履歴がある雇用保険被保険者資格喪失届がなされた場合には、遡及確認履歴に記録された確認通知年月日と、喪失届が行われた日や離職年月日との相互関係等に留意し、慎重に確認を行うとともに、不正受給が疑われる場合には、速やかに実地調査を行うこと。

なお、不正受給が疑われるものとしては、次のような場合が考えられる。

- (1) 喪失届の離職年月日が遡及確認履歴の確認通知年月日よりも前である場合
- (2) 遡及確認履歴の確認通知年月日と喪失届のあった日が接近している場合

3 その他

遡及した手続を行う事業主に対しては、以後は提出期限を守り、適正な手続を行うよう指導啓発を行うこと。

また、遡及確認を行った場合には、申告・納付期限が未到来の労働保険料について申告・納付手続を行うよう当該事業主に指導するとともに、労働局の労働保険徴収主務課室に対し、申告・納付期限が既に到来している労働保険料について認定決定を行うよう情報提供するなど、適切な対応をとること。

遅延理由書

平成 年 月 日

_____公共職業安定所長 殿

このたび、下記 1 の雇用保険被保険者資格取得届について、提出が遅れた理由は、下記 2 のとおりです。以後、届出期限までに提出するよう留意いたします。

記

1 雇用保険被保険者資格取得届の内容

被保険者氏名	生年月日	雇入年月日	資格取得年月日	被保険者番号

2 遅延理由

名称

事業所 代表者氏名

所在地



事業主の皆様へ

遅延理由についての書面提出のお願い

提出期限に遅れてしまった届出につきましては、その確認を適正に行うため、遅延理由について、書面の提出をお願いすることとしています。

事業主は、新たに労働者を雇い入れるつど、その翌月 10 日までに、当該者に係る雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととされており、公共職業安定所においては、その届出によって、当該労働者が被保険者となったことの確認を行うこととしているところです。

届出の大幅な遅延は、労働者の方の不利益になる場合があります、後日、事業主の方と労働者との間でトラブルになりかねません。

期限内の適正な届出の推進につきまして、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

